

2009年11月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関すること
に係るコンピュータ処理について（答申）

2009年10月29日付けで諮問（第410号）された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯について

2009年10月8日開催の藤沢市個人情報保護制度運営審議会において、「高額介護合算療養費」の申請勧奨通知データ作成業務を、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という。）へ委託することについて諮問し、了承を得たところだが、今回は作成されたデータ及び高額介護合算療養費の申請書を受付後、受付した申請書情報を藤沢市国民健康保険システム（以下国保システムという。）に登録し、支給処理をコンピュータにて行うことについて、諮問をするものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

現在保険年金課には、国保連合会とデータを送受信するための「国保ネットワーク」という専用の端末と回線が配置されている（2000年9月7日藤沢市個人情報運営審議会答申第80号で承認済み。）。

この回線を通じて前述の「申請勸奨通知データ」を受信し、データの中の支給金額計算結果情報を国保システムに取込む。その後、窓口で受付した高額介護合算療養費申請書情報（申請者、振込口座等記載）を国保システムに取込み、支給決定処理を行うことで、支給金額等の個別の問い合わせに対する即時回答や、支給処理を正確に行うことが可能となる。

これらの処理の対象となりうる被保険者は約1800人にのぼり、この処理を正確かつ迅速に行うためには、コンピュータ処理が必要不可欠である。

なお、現在保険年金課で運用している国保システム（1994年1月13日藤沢市個人情報運営審議会答申38号で承認済み）は安全対策についても当初と変更なく運用されており、このシステムに機能を追加するものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

- ① 保険証番号
- ② 申請者氏名
- ③ 申請者宛名番号
- ④ 申請者住所
- ⑤ 申請者電話番号
- ⑥ 申請者生年月日
- ⑦ 申請者性別
- ⑧ 申請者続柄
- ⑨ 世帯所得区分
- ⑩ 申請者国保加入・喪失履歴
- ⑪ 申請者振込先口座情報
- ⑫ 世帯医療費自己負担額
- ⑬ 支給金額

(4) 安全対策及び日常的な処理体制

ア 利用者の制限

システムの利用者は、国保給付担当職員にのみ限定し、個人単位でID及びパスワードの設定及び操作履歴を残すことで利用者の管理を行う。

イ 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては国保システムの端末（29台）を使用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。実際のデータはIT推進課内のセキュリティの担保されたサーバ室内のホストコンピュータに保管される。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

平成21年11月予定

(6) 提出資料

- ア 資料1 コンピュータ処理する個人情報項目
- イ 資料2 国民健康保険システムの機器構成
- ウ 資料3 藤沢市コンピュータシステム管理運用規程
- エ 資料4 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

現在保険年金課には、国保連合会とデータを送受信するための「国保ネットワーク」という専用の端末と回線が配置されている（2000年9月7日藤沢市個人情報運営審議会答申第80号で承認済み。）。

この回線を通じて前述の「申請勧奨通知データ」を受信し、データの中の支給金額計算結果情報を国保システムに取込む。その後、窓口で受付した高額介護合算療養費申請書情報（申請者、振込口座等記載）を国保システムに取込み、支給決定処理を行うことで、支給金額等の個別の問い合わせに対する即時回答や、支給処理を正確に行うことが可能となる。

これらの処理の対象となりうる被保険者は約1800人にのぼり、この処理を正確かつ迅速に行うためには、コンピュータ処理が必要不可欠である。

なお、現在保険年金課で運用している国保システム（1994年1月13日藤沢市個人情報運営審議会答申38号で承認済み）は安全対策についても当初と変更なく運用されており、このシステムに機能を追加するものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

ア 利用者の制限

システムの利用者は、国保給付担当職員にのみ限定し、個人単位でID及びパスワードの設定及び操作履歴を残すことで利用者の管理を行う。

イ 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては国保システムの端末（29台）を使用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。実際のデータはIT推進課内のセキュリティの担保されたサーバ室内のホストコンピュータに保管される。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上